

# 治山事業積算に当たっての留意事項

令和7年8月  
奈良県



# 治山事業積算に当たっての留意事項

制定：平成21年12月 1日

改正：令和7年 8月 1日

## 第1 総 則

### 1-1 適用及び内容

- (1) この「治山事業積算に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）では、積算基準（「治山林道必携 積算・施工編」（一般社団法人日本治山治水協会・日本林道協会各年度発行（以下、「積算基準」という。））に定めのない事項、適用に当たって本県独自の取扱いとする事項及び特に留意すべき事項等について示すものとする。
- (2) 積算に使用する歩掛については、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成11年4月1日付け11林野計 第133号 林野庁長官通知）（以下、「標準歩掛」という。）」の使用を原則とするが、これによりがたい場合は、「土木工事標準積算基準書（奈良県県土マネジメント部）」を適用するものとする。
- (3) 保安林管理道整備事業等で実施する管理車道等（作業道を含む）の歩掛の適用は前項(2)によるが、運用・細則等については、「林道事業積算構造基準」を適用するものとする。

### 1-2 関係基準等

治山関係事業の積算に当たっては、積算基準及びこの留意事項に基づくもののほか、次に掲げる各通知等を一般的基準とし、これらに基づいて適切に行うものとする。

- (1) 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長、国有林野部長通知）
- (2) 「森林土木木製構造物施工マニュアル」 [別冊]  
（一般社団法人日本治山治水協会・日本林道協会 各年度発行）
- (3) 公共工事設計労務単価の適用について（各年度）  
（二省連絡協議会に基づく林野庁長官通知）
- (4) 奈良県が別途定める関係書類、関係通知及び「森林整備保全事業実施設計単価表」・「森林土木積算システム」
- (5) 「土木工事標準積算基準書」及び「土木工事積算参考資料・運用編」（奈良県県土マネジメント部発行）

### 1-3 設計書（積算書）の構成及び内容

治山関係事業の設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとし、積算書の構成及び内容は次のとおりとする。

- (1) 治山関係事業の積算書の構成（請負施工）  
請負施工に係る積算書の構成は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日 12林野計第138号 林野庁長官通知）（以下、

「積算要領」という。) 第3の1 積算書の構成」によるものとする。

- (2) 市町村治山事業等の設計書(積算書)の構成  
林地崩壊防止事業、市町村治山事業の設計書(積算書)の構成は、(1)の構成に準ずるものとする。  
ただし、「測量及び試験費」は原則計上しないものとし、計上する必要があるが生じた場合は、事業担当課と協議するものとする。
- (3) 積算書の内容  
「積算要領 第5 積算書の内容」によるものとする。

#### 1-4 請負工事費の積算基準

「積算要領 第6 請負工事費の積算基準」によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 治山事業における共通経費の調整の取扱いについて(合併)
  - 1) 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算について  
「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」(以下「細部取扱い」という。)  
「3 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」によるものとする。
  - 2) 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整について  
細部取扱いの「4 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」によるものとする。
- (2) 共通仮設費の積上げ運搬費の積算について
  - 1) 建設機械・仮設材の運搬基地について(「土木工事積算参考資料・運用編」) 工事現場に最も近い土木事務所(近隣の府県も含む)を当該機械及び仮設材の所在地とする。  
ただし、特殊機械(基礎工事用機械、トンネル工事用機械、仮設支保工及びその他の特殊機械)で、上記の実態にそぐわないときは、県庁(近隣府県を含む)とする。
  - 2) 質量20t未満の建設機械及び器材等の搬入、搬出並びに現場内小運搬  
共通仮設費率に含まれる部分とするが、建設機械及び器材等の累加した重量が20t未満というのではなく、個々のものが20t未満という意味である。従ってこれは索道関係にも適用する。
  - 3) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬について  
仮設材の運搬は、「質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬」に準ずるものとするが、運搬費の積算に用いる基本運賃(円/t)は、治山林道必携森林整備保全事業設計積算要領第6の1 表6-9「基本運賃表」によるものとする。
- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正について  
山間僻地及び積雪寒冷地についての補正はしないものとする。
- (4) 契約保証に係る一般管理費の補正について  
「積算要領第6の1の(3)のイの(イ)」及び「土木工事積算参考資料・運用編 第3章⑧(奈良県県土マネジメント部)」の規定に基づき、下記のとおり行うものとする。

1) 計上する設計金額（本工事費）  
 予定価格（入札書提出締切後に再積算を行う工事については再積算後の予定価格）が5,000万円以上の場合に計上すること。

2) 契約保証に係る一般管理費率の補正值

契約保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04

3) 積算書（設計書）への計上

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。工事原価に対し0.04%を付加する。

4) 契約保証金の変更

原則として変更はしないものとする。

#### 工事内訳書契約保証金記載方法

名称：規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接工事費				33,678,000	
共通仮設費	式	1.00		3,394,000	33,678,000*0.1008
共通仮設費計				3,394,000	
純工事費				37,072,000	
現場管理費	式	1.00		10,539,000	37,072,000*0.2843
工事原価				47,611,000	
一般管理費(定率分)				5,641,000	47,611,000*0.1185
一般管理費(契約保証分)				19,000	47,611,000*0.0004
工事価格				53,271,000	
消費税相当額				2,663,550	53,271,000*0.05
本工事費計				55,934,550	

(1) 山林砂防工の適用条件について

「標準歩掛の留意事項の9の(1)」によるものとする。

1) 山林砂防工適用標勾配測定範囲

山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配測定範囲は、「細部取扱い8の(3)」のとおりとする。

2) 山林砂防工の適用範囲の考え方について

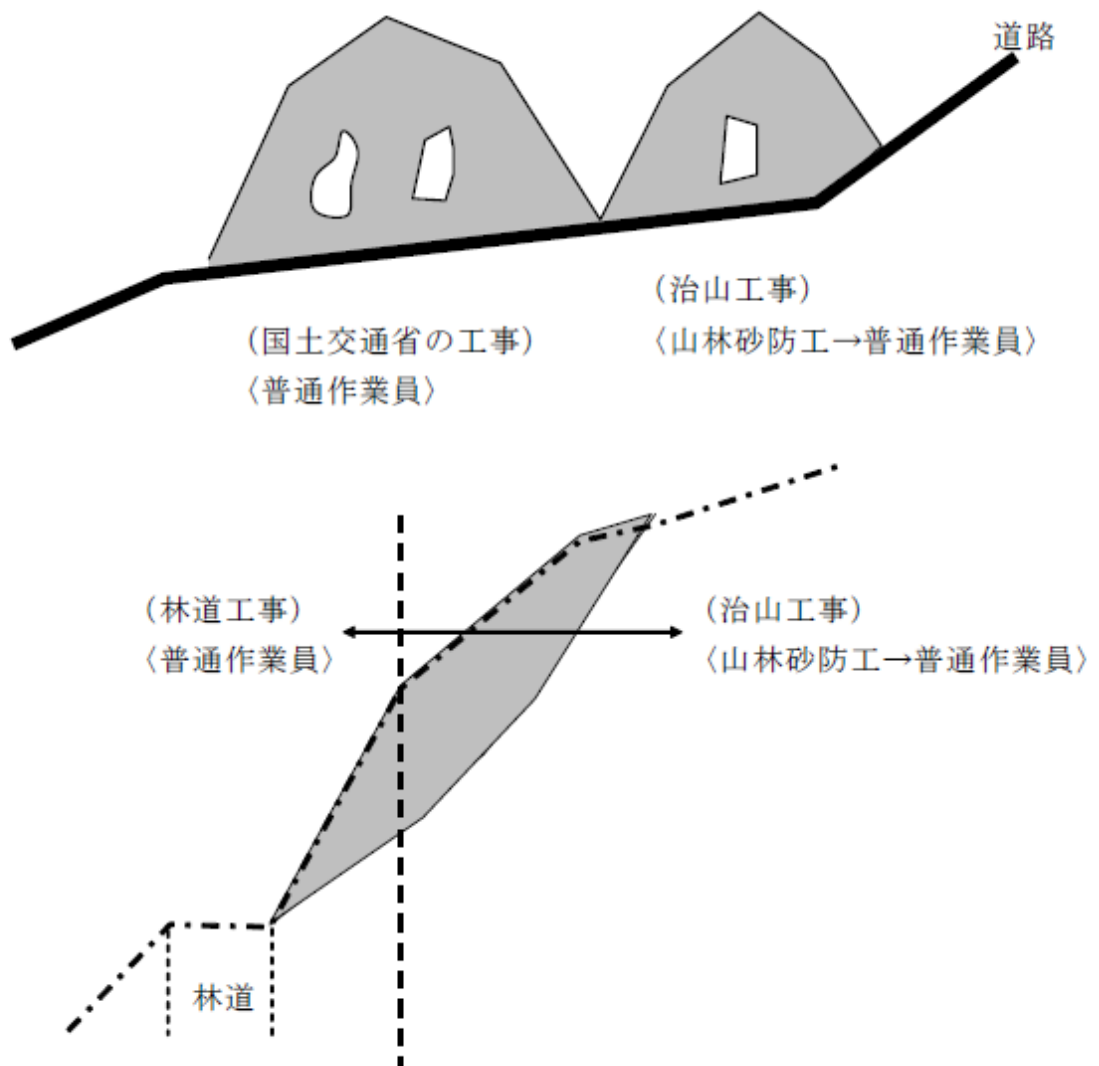
他事業と同種の工事とみなされる工事への山林砂防工の適用方法、主として平坦地に近接した山腹工事については他事業との整合性を図ることから下記の点に十分注意すること。

なお、勾配が30%以上の山腹工事において、普通作業員を適用する場合は、道路（任意仮設の工事用道路等を除く）、宅地等の平坦部に近接した工事で著しく他事業との整合を欠く場合に限定すること。

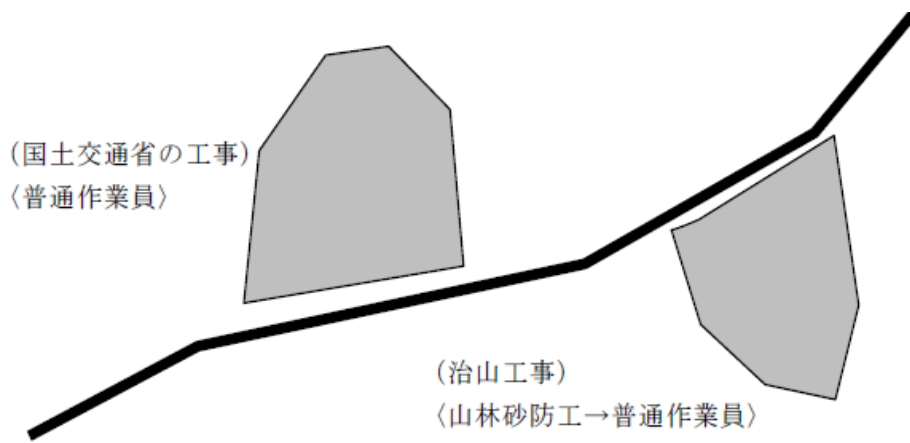
道路：市町村道、林道等道路法又は道路交通法の適用を受ける道路及び指定仮設の仮設道路であって任意仮設道、作業道等を除く。

平坦部：工事用地として使用可能な敷地をいい、宅地、原野等をいう。

① 他事業と近接するとは次のような場合とする。

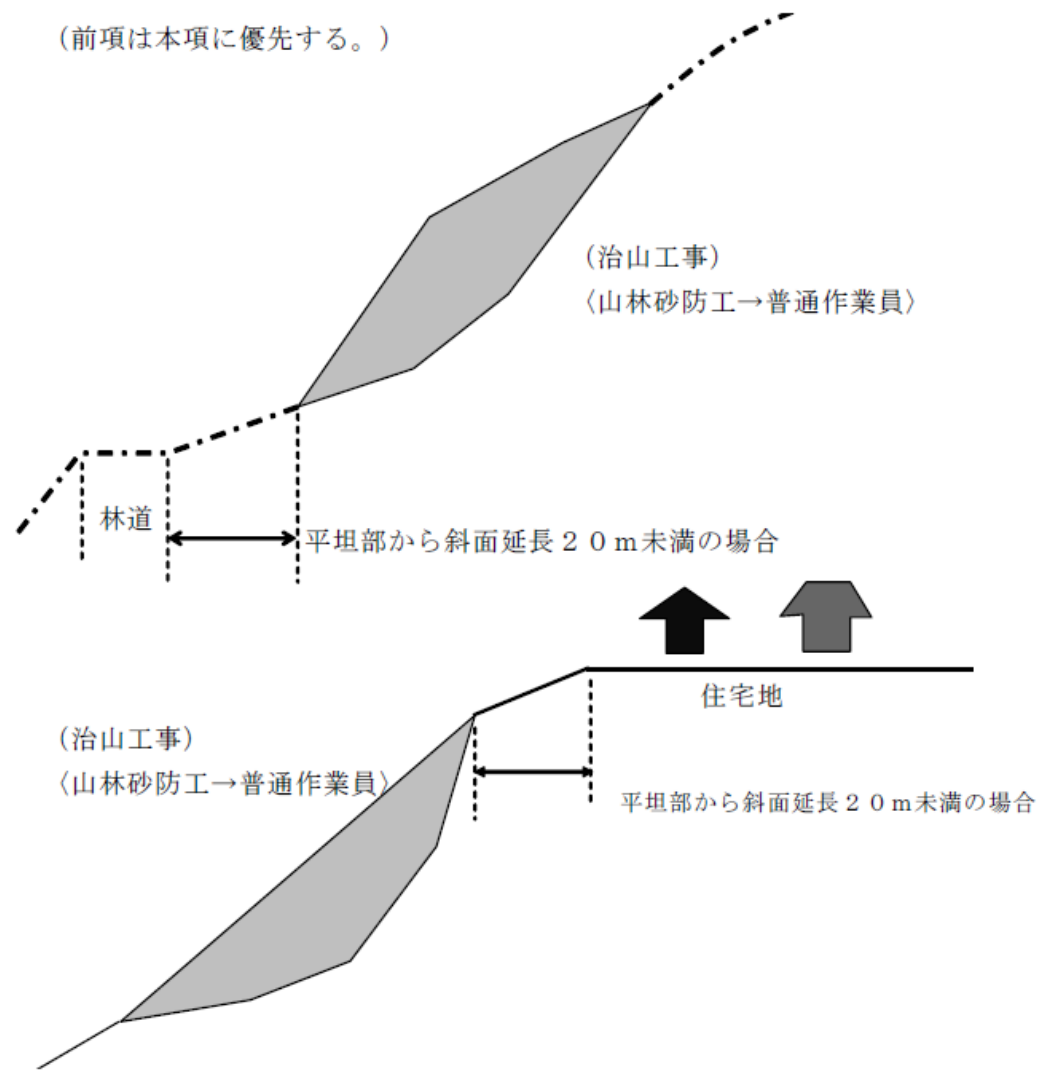


【 類似条件の場合 】



② 道路、宅地等の平坦部に近接したとは次のような場合とする。  
 ただし、山腹の延長が長大で普通作業員を適用することが困難な場合は、  
 作業区分をA、Bに区分することができる。

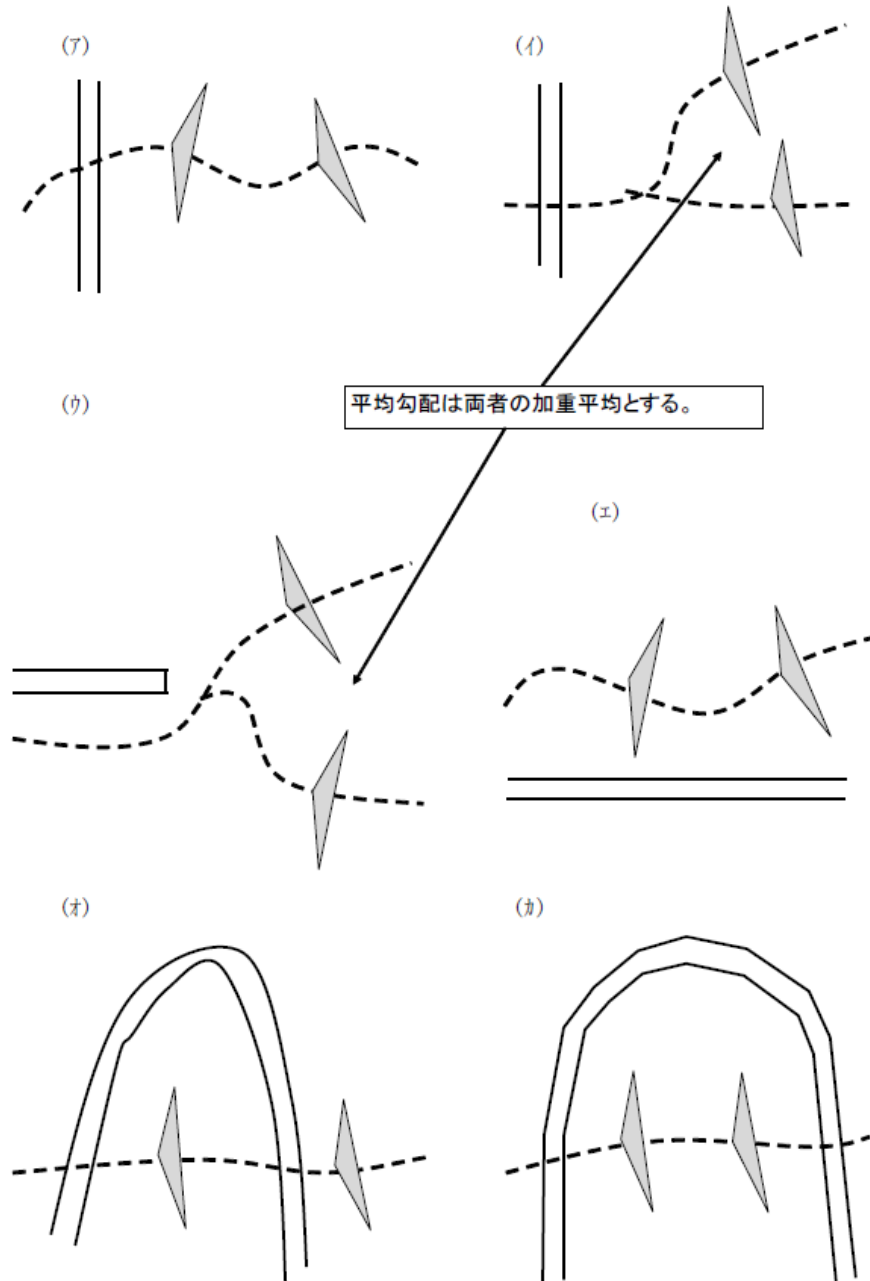
(前項は本項に優先する。)



3) 山林砂防工適用の細部取扱いについて

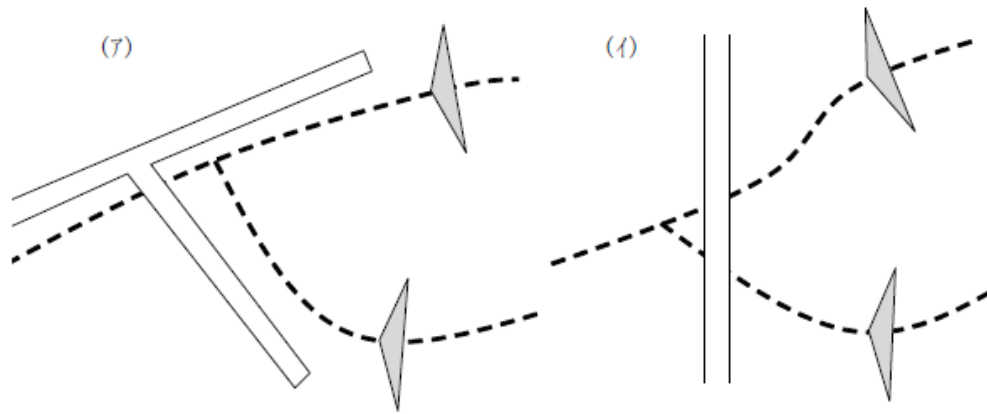
- ① 構造物の測点から上下流に各 20m（仕上りの溪流延長）を取り平均勾配とするが、構造物の上下流に既設構造物、滝、道路等があり、これを越えて通常の作業をしないことが明らかであると認められる場合はこの限りではない。
- ② 職種適用の判断は同一溪流で行うこととする。  
 同一溪流とは工事を行う上で同一作業（人力投入打設、ポンプ打設、クレーン車打設は同一作業とみなす）、同一搬入路を使用する場合とする。

ア 同一溪流とみなす場合



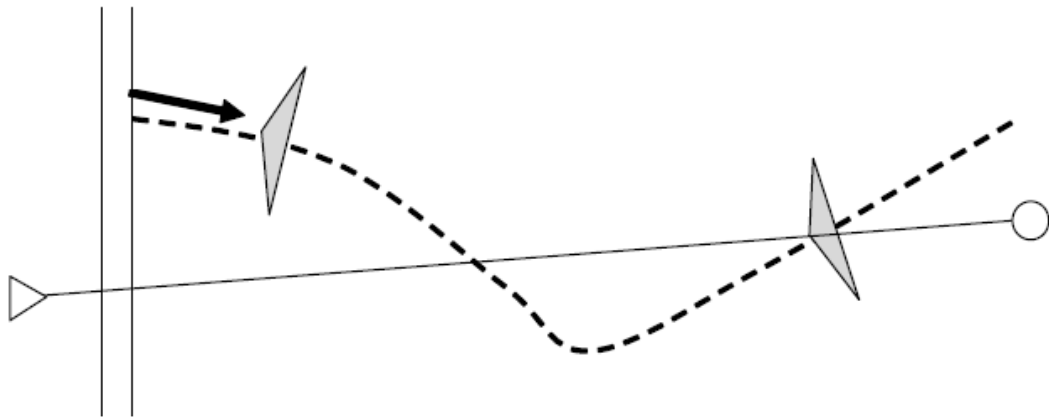
※ (エ)、(オ)、(カ)については構造物間の距離が500m以上の場合、同一溪流とはみなさない。

イ 同一溪流とみなさない場合（搬入路が異なる）

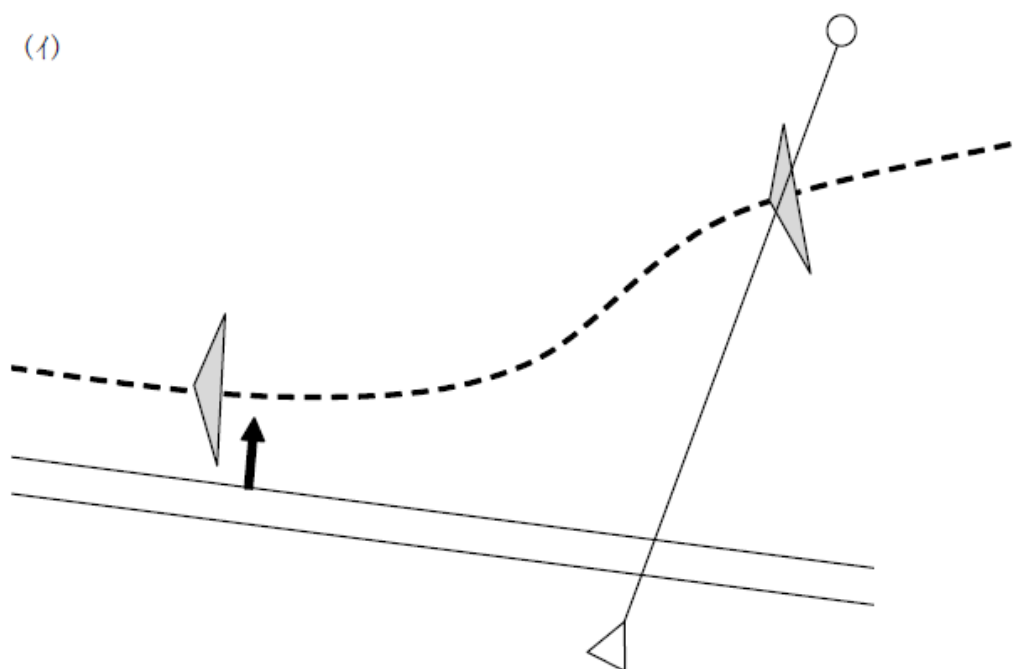


ウ 同一溪流とみなさない場合（作業方法が異なる）

(ア)



(イ)



(2) 通勤補正について

「標準歩掛の留意事項の7」に定める通勤補正の方法は、「細部取扱い7の(1)通勤補正について」に基づくものとする。

- 1) 所要時間の算定に使用する標準速度は、自動車：30km/h、歩行：4km/hとし、行程に上がりがある場合は、300m/h（垂直距離）とし、これにより難い場合は、別途計測時間によるものとする。
- 2) 遠隔地（通勤）にかかる歩掛の補正（割増）は労務歩掛のみとし、小器材費等は算定の対象とはしない。

(3) 火薬の使用について

人家又は交通量の多い道路から現場まで直線距離で100m以内の現場については、原則として火薬を使用しない。

(4) 標準歩掛にない工法等の積算方法

標準歩掛のない工法等を使用して積算する場合は、次の条件を十分留意のうえ使用するものとする。

1) 特殊工法・特許工法の見積の場合

① 施工歩掛について、特殊工法・特許工法などで見積依頼先が1社となる場合は、徴収した1社の見積歩掛を採用する。

② 材料単価については、「奈良県土木工事実施設計単価」（以下「県土マネジメント部単価」という。）、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」及び「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」（以下、「物価資料」という。）、その他県土マネジメント部技術管理課が認めた資料の単価を使用するものとする。

物価資料に掲載されている単価を使用する場合は、その平均値を採用し、一方の物価資料にしか掲載のない場合は、その単価を採用する。

なお、上記平均値を採用する場合は、単価の有効桁数を比較し、大きい方の有効桁数を採用すること。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の場合は、決定額の有効桁は3桁とする。（有効桁数以下は切り捨てとする。）

いずれにも単価の記載のない場合は、見積によるものとする。

例 物価資料の平均

A 資料	16,205 円	（有効桁数 5 桁）
B 資料	16,200 円	（有効桁数 3 桁）
平均価格	16,202.5 円	
採用価格	16,202 円	（有効桁数の大きい方の 5 桁を採用し、6 桁目切り捨て。）

③ 労務単価については、「県土マネジメント部単価」を適用する。

④ 機械器具等の損料単価については、「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械化協会 各年度発行）、積算基準及び「県土マネジメント部単価」を使用することを原則とする。

なお、これらにない場合は、別途定めることができる。

⑤ 特許等による1社の独占的な工法の採用にあつては、類似工法と比較検討のうえ採用するものとする。

2) 見積による場合

見積によって材料単価・施工歩掛等決定する場合は、「土木工事及び業務委託の積算に用いる材料及び歩掛の取扱要領」（土木工事積算参考資料・運用編）によるものとする。

(5) 市場単価の取扱い

市場単価方式により積算を行う工種は、「標準歩掛第1編共通工第9市場単価」によるものとする。

(6) 植栽工事における割増について

新規植栽工事で、設計図書により枯損苗木等の植替えが義務づけられているものであっても植栽割増は適用しないこととする。

## 第2 土 工

### 2-1 積算方法

治山ダム（床固工・谷止工）及び護岸工等の床堀・切取りについては、原則として、その全量を機械土工とし、山腹工の切取りについては、原則として人力により施工するが、現場の諸条件及び機械搬入の可否等を検討のうえ掘削方法を決定するものとする。

### 2-2 人力施工による床堀歩掛、切取り歩掛の適用区分

- (1) 土砂の場合は施工パッケージ型1章②土工または、④作業土工（床堀工）を標準とする。
- (2) 岩石の場合は、「標準歩掛第2編治山1-2-2（参考）1山地治山岩石工（3）」を標準とする。

### 2-3 岩石工

(1) 岩石掘削の選定

- 1) 山地治山において、機械走行面より作業範囲が上下5m以内の機械掘削については、「標準歩掛第2編治山1-2-2（1）」を適用する。
- 2) 機械走行面より上下5mを超える範囲の掘削については、必要に応じて人力併用機械掘削または火薬併用機械掘削の適用を検討する。

### 2-4 掘削面整形（掘削面仕上げ）

人力による掘削、床掘施工跡、小規模岩石工及び山地治山岩石工の火薬・人力掘削施工跡については、仕上掘削が含まれているので、掘削面整形は計上しない。

## 第3 運 搬 工

### 3-1 運搬方法

運搬方法の選定については、「標準歩掛第1編共通工第2」によるものとし、現場の実態を考慮し、経済的、効率的な方法を採用する。

### 3-2 仮設道

仮設道の積算については、「林道事業積算構造基準」又は「奈良県森林作業道作設指針」によるものとする。

### 3-3 モノレール運搬

モノレール本機・台車・レール部材（レール・支持台）は賃料とし、見積により計上する。

モノレール架設撤去単価には、返納整備費（モノレール機材費（本機＋台車＋レール部材）の10%）を計上するものとする。

### 3-4 ケーブルクレーン運搬

「標準歩掛第1編共通工2-6 ケーブルクレーン運搬」に基づくほか、下記により積算するものとする。

(1) ウィンチ、ワイヤロープ（主索）及び付属器具（キャレージ、ブロック、滑車、アンカー関連器具等）は賃料として見積により計上するが、作業索（巻上索、エンドレス索）については損料（全損）扱いとする。

(2) 燃料費（ケーブルクレーン運転1日当たり）の算出

燃料費算出に用いる1時間当たり燃料消費率については、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領 別表 第3 燃料消費率表 No.83 ウィンチ」の燃料消費率を使用する。

## 第4 コンクリート工

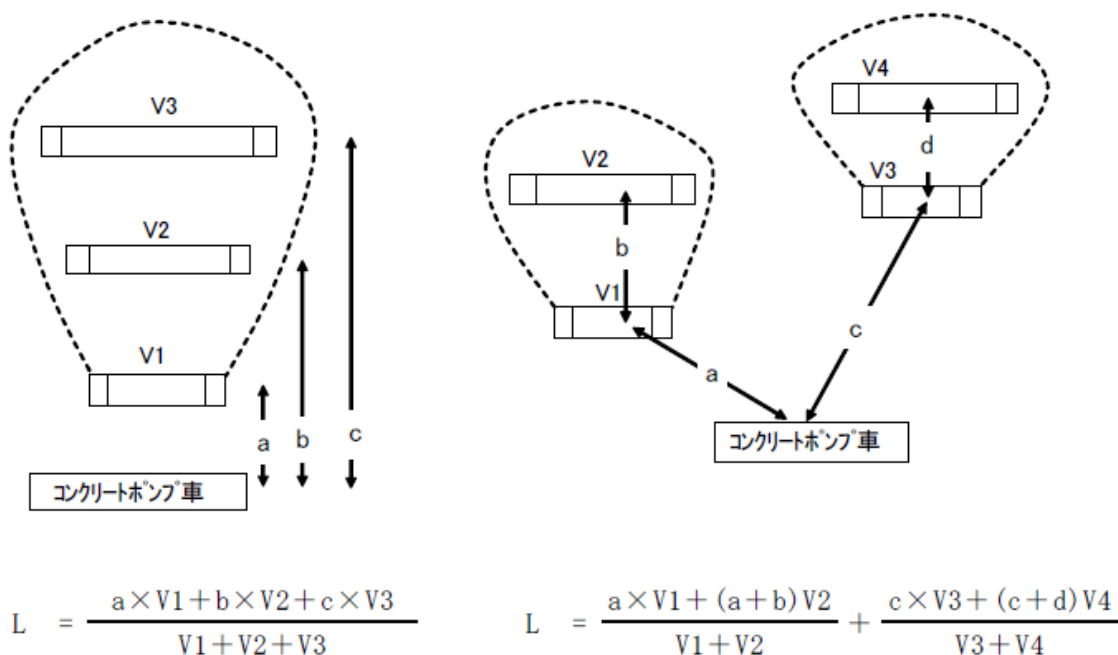
### 4-1 生コンクリートの小型車割増について

小型車割増単価は、道路幅員（有効幅員）3.0m未満の時に加算する。

### 4-2 圧送管の損料、組立・撤去費の積算

(1) 圧送管の損料

圧送管の損料計算において、2以上の構造物の打設を平行して作業できる場合

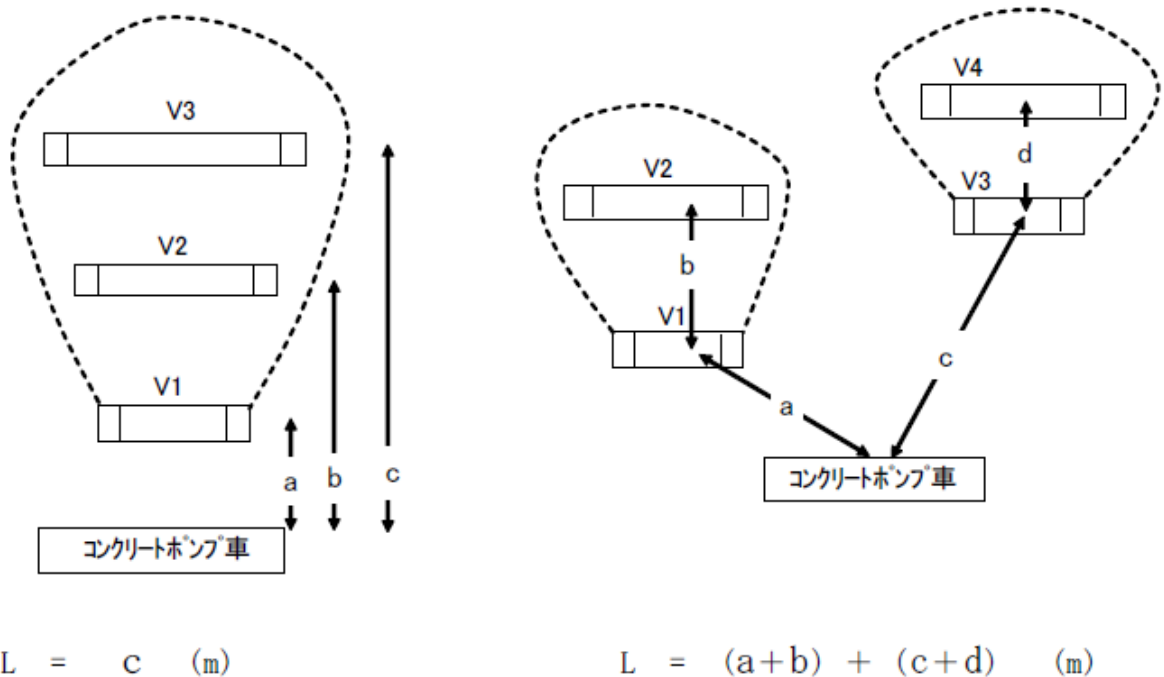


には延長（L）の算出は加重平均とし、その算出は次の図によるものとする。

(2) 圧送管の組立・撤去費

投入打設に係る圧送管組立・撤去は対象構造物までの延長（L）を計上する。  
 延長の算出は次の図によるものとする。

コンクリートポンプ車からの作業範囲 30mを超えた部分の圧送管延長分については、仮設工に組立・撤去費を計上するものとする



#### 4-3 現場練り（機械混合）コンクリート

治山ダム等において、現場の地利的条件が悪く、生コンクリートの運搬「治山技術基準補則 4-2 生コンクリートの打設時間（練混ぜから打ち終わりまでの時間）」の基準に適合しない等生コンクリート使用が不適当な場合は、「標準歩掛第2編治山2-8-2 機械混合」を適用するものとする。

#### 4-4 コンクリートブロック積（張）工

採用に当たっては、コンクリート工との経済比較によるものとし、積算については、「標準歩掛第1編共通工10-3 コンクリートブロック積み工」または、「第2編治山3-17（参考歩掛）コンクリートブロック積工（治山）」を適用するものとする。

#### 4-5 型枠工

##### (1) まく板型枠工

「まく板型枠」の施工歩掛は、「森林土木木製構造物施工マニュアル6-7 まく板型枠工」を適用するものとする。

##### (2) 木製残存型枠工

「木製残存型枠」の施工歩掛は、「標準歩掛第1編共通工7-10-1 丸太残存型枠工（治山ダム用）」及び「標準歩掛第1編共通工7-10-2 丸太残存型枠工（土留・擁壁用）」の80%として適用する（小数点第2位を四捨五入）。

## 第5 溪間工

### 5-1 治山ダム

#### (1) 治山ダムの伸縮継目

##### 1) 目地材（エラストイト等）設置歩掛

治山ダムの伸縮継目には、「治山技術基準補則5-1-13 治山ダムの伸縮継目」に基づき、原則として目地材（エラストイト等）を設置するものとするが、設置歩掛については、「標準歩掛第1編共通工5-19（参考歩掛）目地・止水板設置工」を適用するものとする。

##### 2) 止水板設置歩掛

治山ダムの伸縮継目に設置する止水板については、「標準歩掛第2編治山ダム工2-4 止水板設置（塩化ビニール樹脂止水板）歩掛」を適用するものとする。

##### 3) 治山ダムの伸縮継目型枠の施工歩掛

打継目型枠の施工歩掛は、まく板型枠を適用するものとする。

#### (2) 治山ダムの水平打継目

本県では、「治山技術基準補則5-1-14 治山ダムの水平打継目」に基づき、挿し筋による継手を標準とする。

施工歩掛については、「標準歩掛第2編治山ダム工2-7（参考歩掛）挿し筋による水平打継面処理工」を適用し、鋼材代、鉄筋加工及び鉄筋建込み費用を計上するものとする。

## 第6 山腹工

### 6-1 のり切工

機械施工した法面については掘削面仕上げを必要に応じ計上する。

### 6-2 土留工

枠土留工及び鉄線かご土留工（じゃかご、ふとんかご）の施工において、バックホウによる詰石が不可能な場合は、バックホウの運転に換えて、「標準歩掛第1編共通工(2)5-7 鋼製枠工(3)2 詰石」の人力詰石（山林砂防工（普通作業員）0.3人/m<sup>3</sup>）を計上する。

### 6-3 山腹緑化工

#### (1) 植生工

##### 1) 植栽工

施肥（「標準歩掛第2編治山 森林整備5-1-7」）、客土（「標準歩掛第2編治山 森林整備」5-1-5）、獣害防止工等を必要とする場合は、別途計上する。

### 附則

制定：平成21年12月 1日

改正：令和 7年 8月 1日